

下関市立大学学則（案）

平成 19 年 4 月 1 日

規則 第 1 号

改正 平成 20 年 1 月 15 日規則第 1 号
平成 20 年 12 月 26 日規則第 7 号
平成 21 年 3 月 24 日規則第 4 号
平成 21 年 7 月 21 日規則第 10 号
平成 22 年 4 月 28 日規則第 6 号
平成 22 年 7 月 22 日規則第 11 号
平成 22 年 8 月 23 日規則第 12 号
平成 22 年 12 月 6 日規則第 13 号
平成 23 年 2 月 4 日規則第 2 号
平成 24 年 10 月 12 日規則第 4 号
平成 25 年 3 月 28 日規則第 4 号
平成 27 年 2 月 20 日規則第 1 号
平成 27 年 2 月 20 日規則第 3 号
平成 28 年 1 月 25 日規則第 1 号
平成 28 年 8 月 5 日規則第 5 号
平成 29 年 1 月 12 日規則第 1 号
平成 29 年 12 月 12 日規則第 4 号
平成 31 年 3 月 5 日規則第 1 号
令和 2 年 2 月 28 日規則第 1 号
令和 2 年 5 月 29 日規則第 4 号
令和 2 年 12 月 18 日規則第 12 号
令和 3 年 2 月 24 日規則第 1 号
令和 4 年 3 月 23 日規則第 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 10 条）
- 第 2 章 学年、学期及び休業日（第 11 条－第 13 条）
- 第 3 章 修業年限及び在学期間（第 14 条－第 16 条）
- 第 4 章 入学（第 17 条－第 25 条）
- 第 5 章 教育課程、授業日時数、履修方法及び単位の認定（第 26 条－第 32 条の 2）
- 第 6 章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第 33 条－第 38 条）
- 第 7 章 卒業、学位及び資格（第 39 条－第 42 条）
- 第 8 章 賞罰（第 43 条－第 45 条）
- 第 9 章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第 46 条－第 48 条）
- 第 10 章 授業料等の徴収（第 49 条）
- 第 11 章 厚生及び保健施設（第 50 条）
- 第 12 章 地域貢献（第 51 条）
- 第 13 章 雜則（第 52 条）

附則

第 1 章 総則

(目的)

第1条 下関市立大学（以下「本学」という。）は、総合的な知識と専門的な学術を教授研究するとともに、地域に根ざし、世界を目指す教育と研究を通じ有為な人材を育成することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上によって本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育方法の改善のため、組織的な取組を行う。

2 本学は、前項で定める自己点検及び評価に加え、本学の教育研究活動の総合的状況について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関の評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科及び目的)

第3条 本学に置く学部及び各学部の教育研究上の目的は、以下のとおりとする。

学部	目的
経済学部	現代の経済・組織・社会の仕組みを理解し、それを自らの業務や立場と関連付けながら考察することで、様々な経済的諸問題について的確な判断ができる高度職業人を育成することを目的とする。
データサイエンス学部	多様なデータを設計・分析・活用するために必要な数理統計・情報学・社会科学に関する理論と実務に習熟することにより、社会や組織が抱える課題の解決や新たな価値の創造に貢献しうる高度職業人を育成することを目的とする。

2 前項に規定する学部に置く学科及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学部	学科	目的
経済学部	経済学科	経済学の代表的なアプローチを理解し、グローバルから地域社会まで幅広い視野から考察できる能力を身につけることで、様々な経済的諸問題について論理的に考察できる高度職業人を育成する。
	国際商学科	組織運営や商取引に関する専門的な知識や技能を理解し、グローバルな視野を含め組織の活動を考察することができ、組織や社会の中でそれらの

		力を実践することができる高度職業人を育成する。
	公共マネジメント学科	経済学の代表的なアプローチ、組織運営や商取引に関する知識や技能を身につけており、自らの置かれた立場の下で、公共的価値の担い手として社会に貢献できる高度職業人を育成する。
データサイエンス学部	データサイエンス学科	多様なデータを設計・分析・活用するために必要な数理統計・情報学・社会科学に関する理論と実務に習熟することにより、社会や組織が抱える課題の解決や新たな価値の創造に貢献しうる高度職業人を育成する。

3 第1項に規定する学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
経済学部	経学科	155人	8人	636人
	国際商学科	155人	8人	636人
	公共マネジメント学科	60人	4人	248人
データサイエンス学部	データサイエンス学科	80人	0人	320人
合計		450人	20人	1,840人

(教養教職機構)

第3条の2 本学に教養教職機構を置く。

2 教養教職機構に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則その他必要な事項は、別に定める。

(専攻科)

第4条の2 本学に次の専攻科を置く。

特別支援教育特別専攻科

2 専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、助教、助手、講師、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員の職務等については、別に定める。

(学長)

第6条 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第6条の2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長の任期その他必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第7条 本学の各学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

2 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどる。

3 学部長の任期その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第8条 本学の各学部及び教養教職機構に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設等)

第9条 本学に附属図書館、附属リカレント教育センター、都市みらい創造戦略機構、国際交流センター及び相談支援センターを置く。

2 前項の附属施設等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第10条 本学に、法人及び大学の事務を処理するため事務局その他の事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学期は、学年を分けて次のとおりとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2 前項第3号から第5号までの休業の期間については、年度ごとに学長が定める。

3 第1項の定めにかかわらず、学長が必要と認めた場合は、休業日を休業日でない日にし、又は休業日でない日を休業日にすることができます。

第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第14条 各学部の修業年限は、4年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第15条 本学の学生以外の者で第46条第1項に規定する科目等履修生として本学において一定の単位（学校教育法第90条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得したものが本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第30条の規定により入学後に修得したものとみなすことができる単位数その他の事項を勘案して、前条に規定する修業年限の2分の1を超えない範囲で、学長が定める期間を修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第16条 学生の在学期間は、8年を超えることができない。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める期間を超えて在学することはできないものとする。

- (1) 第23条の規定により入学した者（以下「編入学した者」という。） 4年
- (2) 第24条の規定により入学した者（以下「再入学した者」という。） 第25条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する期間

第4章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第18条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ず

る者で文部科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の志願）

第19条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに必要書類を添えて検定料を納付しなければならない。

（入学者の選考）

第20条 入学志願者に対しては、入学試験を行い、教授会の意見を聴いて学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第21条 前条の規定による合格決定の通知を受けた者は、指定の期間内に学長の定める入学の手続を完了しなければならない。

（入学許可）

第22条 学長は、前条の規定による入学手続を完了した者について入学を許可する。

（編入学）

第23条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学に編入学を志願するものがあるときは、選考により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 修業年限4年以上の大学において、第2年次以上に在学する者で62単位以上を修得しているもの、又は2年以上在学した者で大学において62単位以上を修得したもの
- (4) 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課

程による学校教育の期間を含む。) を修了した者

(5) 専修学校の専門課程 (修業年限が 2 年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。) を修了した者 (学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)

(6) 高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) の専攻科の課程 (修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。) を修了した者 (学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)

(7) 当該年度の 3 月までに前各号の条件を満たせる見込みの者

(8) その他本学において前各号に規定する者と同等であると認めた者

2 第 19 条から前条までの規定は、前項の規定により編入学しようとする者に準用する。

(再入学)

第 24 条 学長は、第 37 条の規定により退学を許可された者 (第 34 条第 2 項第 1 号に該当する者を除く。) が再入学を願い出たときは、欠員の状況等により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

(再入学の場合の取扱い)

第 25 条 前条の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、学長が決定する。

第 5 章 教育課程、授業日時数、履修方法及び単位の認定

(教育課程の編成方針)

第 26 条 学長は、本学、各学部等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第 26 条の 2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 各授業科目、その配当年次及び単位数並びに履修方法等については、別に定める。

(授業の方法)

第 26 条の 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 前2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位)

第27条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、学長が別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業日時数)

第27条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたるものとする。

- 2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(履修)

第27条の3 学生は、第26条の2第2項の規定により定められた履修方法に従い履修しなければならない。

- 2 学長は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位の授与及び成績の評価)

第28条 学長は、授業科目を履修し、その試験に合格した者に、所定の単位を与える。

- 2 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。
- 3 試験及び成績の評価について必要な事項は、別に定める。

(大学院授業科目の履修)

第29条 学生が、本学大学院に進学を志望し、学長が教育上有益と認めるときは、本学大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学等を含む。次条第1項及び第47条第1項において同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基

準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った高等学校の専攻科の課程、高等専門学校の課程若しくは専修学校の専門課程における学修で本学が大学教育に相当する水準を有すると認めたもの又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第31条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の履修により修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学した後に行った第30条第2項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

（本学以外での学修による単位認定等の上限）

第32条の2 前3条の規定により本学において修得したものとみなすことのできる単位数及び与えることのできる単位数の合計は、60単位を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生が編入学した者である場合は、第30条の規定により修得したものとみなすことができる単位数及び与えることのできる単位数の合計は62単位とし、前2条の規定により修得したものとみなすことができる単位数及び与えることのできる単位数の合計は30単位を超えないものとする。

第6章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（休学）

第33条 学長は、病気又はやむを得ない事由によって引き続き3月以上修学することができない学生が休学を願い出たときは、これを許可することができる。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、疾病のため修学が不適当と認められた者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、編入学した者に

あっては通算して2年を、再入学した者にあっては学長が定めた在学すべき年数と同じ年数を通算して超えることができないものとする。

4 休学期間は、第16条で規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第34条 学長は、前条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了したとき、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、本人の願い出により、復学を許可することができる。

2 学長は、前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者が復学を願い出たときは、これを許可することができる。

- (1) 第37条の規定により退学した者で退学の日から起算して3年以内のもの
- (2) 第38条第1号の規定により除籍された者のうち、除籍の日から起算して3年以内の者で未納の授業料を納入したもの
- (3) 第38条第3号の規定により除籍された者のうち、除籍の日から起算して3年以内の者で休学事由が消滅したもの

(転学)

第35条 学長は、学生が他の大学に転学を願い出たときは、これを許可することができます。

(派遣留学)

第36条 学長は、外国の大学又は短期大学で学修することを志願する学生について、当該外国の大学又は短期大学との協議に基づき、留学を許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第14条に定める修業年限に算入することができる。

(単位認定を目的とした私費留学)

第36条の2 学長は、外国の大学又は短期大学等で単位認定を目的として学修することを志願する学生（前条第1項の規定による許可を受けた学生を除く。）について、同項に規定する協議を行うことが困難な場合は、当該学生の申請に基づき、当該学生の留学を単位認定を目的とした留学として承認することができる。

2 前項の承認を得て留学する学生は、留学する期間の初日から末日までを含む期間について休学の承認を得なくてはならない。

(退学)

第37条 学長は、病気その他やむを得ない事由によって、学生が退学を願い出たときは、これを許可することができる。

(除籍)

第38条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者
- (2) 第16条に定める最長の在学期間を満了しても卒業できない者
- (3) 第33条第3項に定める最長の休学期間を休学し、なお修学できない者
- (4) 死亡し、又は行方不明になった者

第7章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第39条 本学に4年(編入学した者については2年とし、再入学した者については第25条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目の履修によって次の表に定める単位数を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

学部	学科	単位数
経済学部	経済学科	124単位
	国際商学科	124単位
	公共マネジメント学科	124単位
データサイエンス学部	データサイエンス学科	124単位

2 卒業の時期は、春学期又は秋学期の終わりとする。

(学位)

第40条 前条の規定により卒業を認定された者に対して、次の表に定める学位を授与する。

学部	学科	学位
経済学部	経済学科	学士(経済学)
	国際商学科	学士(商学)
	公共マネジメント学科	学士(公共マネジメント)
データサイエンス学部	データサイエンス学科	学士(データサイエンス)

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第41条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

2 前項に定める単位の授業科目の履修については、別に定める。

3 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	免許状の種類及び教科			
経済学部	経済学科	中学校教諭	1種免許状	社会	会
		高等学校教諭	1種免許状	地理歴史	
		高等学校教諭	1種免許状	公民	
	公共マネジメント 学科	中学校教諭	1種免許状	社会	会
		高等学校教諭	1種免許状	公民	
データサイ エンス学部	データサイエンス 学科	中学校教諭	1種免許状	数学	
		高等学校教諭	1種免許状	数学	
		高等学校教諭	1種免許状	情報	報

(履修方法等の規定)

第42条 この学則に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第43条 学長は、学力優秀その他模範とするに足る行為のあった者について、これを表彰することができる。

(懲戒)

第44条 学長は、学生が本学の学則その他諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、これを懲戒することができる。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他著しく学生の本分に反した者

4 学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(教育的措置)

第45条 学長は、前条第2項に規定する懲戒のほか、口頭又は文書による厳重注意その他の教育的措置を行うことができる。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第46条 学長は、本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち1又は複数の授

業科目の履修を願い出たものについては、教育研究に支障のない範囲において、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生に関して単位の認定その他必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第47条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修し、単位の修得を希望するものがあるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 特別聴講学生は、試験を受けることができる。

3 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

4 前3項に定めるもののほか特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望するものがあるときは、選考により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

第49条 授業料、入学金その他の費用の徴収については、別に定める。

第11章 厚生及び保健施設

(施設)

第50条 本学に、厚生及び保健に関する諸施設を設ける。

2 厚生及び保健に関する諸施設に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 地域貢献

(地域貢献)

第51条 本学における教育研究成果の普及及び活用によって地域社会の発展に寄与するため、公開講座の開設等、大学開放に係る事業を行うものとする。

2 前項の地域貢献に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 雜則

(その他)

第52条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、下関市立大学学則（平成17年下関市規則第75号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。

附 則（平成20年1月15日規則第1号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則第26条及び別表第2から別表第7までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月26日規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月21日規則第10号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日以後に入学した者（第15条の規定により修業年限に通算された者、第23条の規定により編入学した者及び第24条の規定により再入学した者を除く。）以外の者であって、平成25年3月31日までに、この規則による改正前の下関市立大学学則別表第7に規定する総合演習の単位を修得した者は、この規則による改正後の下関市立大学学則第26条及び別表第7の規定にかかわらず、同表に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。

附 則（平成22年4月28日規則第6号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則（以下「改正後の学則」という。）別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第3条第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成25年3月31日までの間においては、経済学科及び国際商学科の編入学定

員は各 10 人とし、公共マネジメント学科の編入学定員は 0 人とする。

附 則（平成 22 年 7 月 22 日規則第 11 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る修業年限並びに授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 8 月 23 日規則第 12 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第 7 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 12 月 6 日規則第 13 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第 5 及び別表第 7 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 2 月 4 日規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 10 月 12 日規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日規則第 4 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 20 日規則第 1 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 20 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度までに入学した者並びに平成 27 年度及び平成 28 年度に編入学する者に係る授業科目及び単位数、履修科目の評価の方法、追試験の実施並びに卒業必要単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定にかか

わらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 1 月 25 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定は、平成 28 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 平成 26 年度までに入学した者、平成 27 年度に編入学した者及び平成 28 年度に編入学する者に係る教育職員免許状取得のための科目の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の別表第 8 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 8 月 5 日規則第 5 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度までに編入学した者に係る修得すべき単位数は、この規則による改正後の別表第 10 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 1 月 12 日規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 12 日規則第 4 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 5 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度までに入学した者並びに平成 31 年度及び平成 32 年度に編入学する者（以下「編入学者」という。）に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定（以下「改正後の規則」という。）にかかわらず、なお従前の例による。ただし、編入学者のうち平成 31 年 3 月 31 日現在大学に在学し、引き続き在学する者以外の者については、この規則による改正前の別表第 8 の授業科目に「特別支援教育論（配当年次 3、単位数 2（自由））」を加え、同表中「特別活動」を「総合的な学習の時間及び特別活動の指導法」に改めて適用する。
- 3 平成 31 年 3 月 31 日現在大学に在学し、引き続き在学する者で、平成 31 年度以降に入学するもの又は平成 33 年度以降に編入学するものについては、改正後の規則の別表第 8 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 28 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度までに入学した者並びに令和 2 年度及び令和 3 年度に編入学する者に係る授業科目、配当年次及び単位数は、この規則による改正後の別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 5 月 29 日規則第 4 号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度までに入学した者並びに令和3年度及び令和4年度に編入学する者に係る授業科目名は、この規則による改正後の別表第1、別表第3及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月18日規則第12号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月24日規則第1号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度までに入学した者並びに令和3年度及び令和4年度に編入学する者に係る授業科目並びにその区分、配当年次及び単位数並びに修得すべき単位数等は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月23日規則第2号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度までに入学した者並びに令和4年度及び令和5年度に編入学する者が取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下関市立大学学則第3条第3項の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの経済学部経済学科及び国際商学科並びにデータサイエンス学部データサイエンス学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和6年度	令和7年度	令和8年度
経済学部	経済学科	756人	716人	676人
	国際商学科	756人	716人	676人
データサイエンス学部	データサイエンス学科	80人	160人	240人

下関市立大学学部教授会規程（案）

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 9 号

改正 平成 27 年 3 月 25 日規程第 33 号

令和 2 年 3 月 2 日規程第 2 号

令和 3 年 3 月 23 日規程第 27 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号）第 8 条第 2 項及び下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成 19 年規程第 3 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、学部に置く教授会について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べる。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（構成）

第 3 条 教授会は、当該学部に所属する教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

（議長）

第 4 条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副学部長がその職務を代行する。

（議事）

第 5 条 教授会は、必要に応じて議長が招集する。

2 教授会は、構成員の過半数の出席（他に別段の定めがある場合を除く。）がなければ開くことができない。

（構成員以外の者の出席）

第 6 条 議長は、特に必要と認めるときは、構成員以外の者を教授会に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

（議事録）

第 7 条 議長は、教授会の議事について議事録を作成しなければならない。

（庶務）

第 8 条 教授会の庶務は、学務部教務課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は議長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に、施行日前の下関市立大学学則（平成17年下関市規則第75号）第58条から第60条までの規定により教授会において審議、議決された事項については、この規程の施行日後も引き続きその効力を有するものとする。

附 則（平成27年3月25日規程第33号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月2日規程第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日規程第27号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。